

2022年9月号

ニュースナビ



こども家庭庁とこども基本法 制定の背景と問題点

寝屋川市立あかつき・ひばり園 安藤史郎（あんどう しろう）

2022年6月、「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が国会で成立しました。それぞれ2023年4月1日に施行されます。ここでは、その背景や問題点について考えます。

こども家庭庁はなんでできるの？

こども家庭庁はこども基本法の基本理念に基づいて子ども施策を推進していくための司令塔の役割を担うとされています。これまで府省庁ごとにおこなわれてきた子ども施策に対して、首相直属の内閣府の外局として創設し、他省庁などに施策の改善を求める勧告権をもたせることで、縦割りによる弊害を解消・是正して、子どもと家庭の福祉・保健その他の支援、子どもの権利利益の擁護を一元化します。また、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援の実現がめざされます。

「一元化」で必要な支援は行き渡るのか？

構成する部門は3つに分かれます（図1）。大綱を作成するなど子どもの声を反映させた政策の策定や全体をとりまとめる「企画立案・総合調整部門」。母子保健、就学前の子どもの育ちの保障などの「成育部門」、保育園やこども園はここに位置づきます。そして、虐待やひとり親家庭に対する「支援部門」。現在、厚生労働省の管轄となっている障害児支援は支援部門

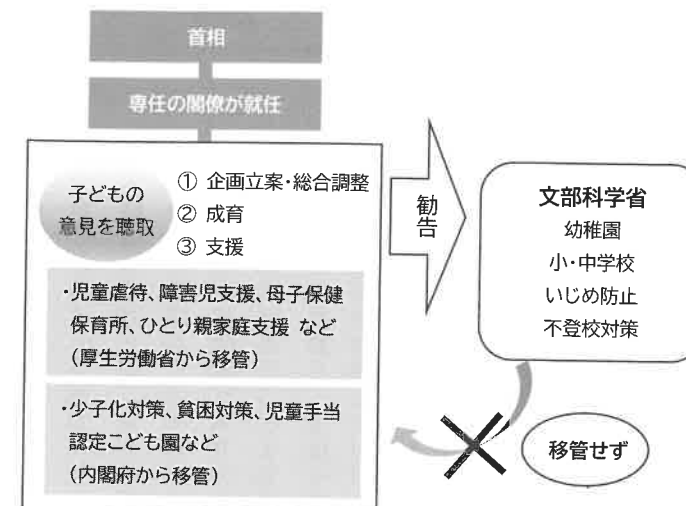
に移管されます。厚生労働省、内閣府の管轄であったものは上記のように移されますが、文部科学省の管轄である幼稚園や小中学校での教育・いじめなどの問題に関しては「勧告」とあいまいにしたままです。縦割り行政を克服することを目的としたこども家庭庁ですが、結局3つの部門の縦割りとなっており、はたして課題は解消されるのでしょうか。組織が再編されるだけではなく、必要なところに必要な支援が行き届くように、子どもの権利を軸とした政策が望まれます。

こども基本法ってなに？

国際条約が締結されると、その内容に即した国内法の整備がなされます。例えば、障害者権利条約では障害者基本法が改正されました。こども基本法により、子ども施策を総合的に推進するための「こども施策に関する大綱」が定められ、都道府県や市町村は「こども計画」の策定に努めることとされます。

基本法は権利を包括的に明記したものととして、日本国憲法や子どもの権利条約を誠実に遵守することを求められます。しかし、このたびのこども基本法は、少子化対策に重きが置かれ、子どもの権利をあまねく保障するものにはなっていません。さらに、子どもの権利条約では、条約の一般原則として「生命、生存、発達

こども家庭庁のイメージ（図1）



*声明「日本国憲法と子どもの権利条約を遵守し、子どもの発達の権利を真に保障する基本法を」（全障研常任全国委員会）

の権利」を定めているにもかかわらず、こども基本法では、児童福祉法などの諸現行法と同様に、「成長・発達・自立」と併記されています。わたしたちは、子どもを変える対象としてではなく外界を変革していく主体としてとらえ、子どもの発達の事実、保護者が語るねがいや悩みに学びながら発達の概念をゆたかにしてきました。貧困や戦争、差別などの歴史を経て、勝ち取ってきた発達がゆがめられているのです*。

本基本法は自民党・公明党の議員立法です。設置法のように憲法との妥当性が審査されておらず、「家庭や子育てに夢を持ち」といった記載もあるように、保守的な家族観につながらないか危惧されます。子どもの権利が守られているかを監視する、政府から独立した第三者機関としての子どもコミッショナーの必要性が求められていましたが、今回は設置されませんでした。施行後5年を待たずに検討、必要な措置を加えることができる附帯決議も活用していきながら、引き続き声をあげていくことも必要です。

徹底する自己責任、自己負担

今回の一連のこども関連法の背景には、「こども施策の新たな推進体制に関する基本方針^{*1}」があります。子どもの視点で、子どもの権利を保障するといった「こどもまんなか社会」をめ

ざすとされていますが、発達や安心できる子育てを積極的に保障するものではありません。

基本方針の「（1）こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案」の中では、「保護者が子育ての第一義的責任を果たす」と記載されています。ここには、子育てへの公的責任を回避しようとする政府の従来からの姿勢が表れています。保護者に子育ての責任を課すのではなく、子育ての主体者となるように公的に条件を整備していく必要があります。

また、安定財源の確保として「社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み」を提案し、国会答弁では予算の倍増も述べられていましたが財源は明確化されていません。消費税増税の理由とされてしまわないか、あるいは介護保険と同じ仕組み（＝子ども保険）を求めているとも考えられます。

*

わたしたちは子育てや実践のなかで、子どもたちのねがいや悲しみを大切なものとして、子どもの視点に立つとはどういうことかと模索してきました。文言としては期待したくなるようなものもありますが、法律や政策に込められた意図を読み取り、発達保障の立場で子どもの時期に大事にしたいことを学び合いましょう。

*1 「こども施策の新たな推進体制に関する基本方針」2021年12月21日閣議決定